

近現代の謙譲語における補語の 権限領域配慮について

伊藤 博美

1. はじめに

現代における動詞連用形、あるいは動作性の名詞^{*1}を形式内に取る謙譲語の一般形として「お／ご～する」(以下「お～する」などとする)があるが、これまで筆者はその語形的・表現的・語用論的成立条件について整理し、以下の結果を得ている^{*2}。

- I. 主語から、人格を有するものとしての存在認識を伴う補語への具体的な行為を通じた働きかけを実現可能にする動詞（と一部の名詞）のみが「お～する」形をとる。ただし、意図的加害性の表現としての働きかけの場合は不可である。
- II. I の働きかけを実現しつつ、行為全体として補語^{*3}の人格的領域への意図的加害性がないとみなされる場合のみに「お～する」形を含んだ表現が可能になる。

この場合の「人格」とは、意志や感情・信念などのアイデンティティ、人間性を指し、「人格的領域」とは、それに加えて補語の所有物等も含むものである。また、補語への働きかけとは、補語の人格的領域への直接的な影響力をもった行為を指し、意図的加害性とは、社会通念に照らして補語側に明確な被害意識を生じさせると判断されるような、意図的行為による影響を指す。まず、上記条件Iを満たすものについて、それに該当する語例とともに示す。

*1 和語では「供」、漢語では「案内」などがある。

*2 伊藤(2013a)による。そこでは「お～する」形使用の条件について、語形、表現形、語用論的レヴェルに分けて論じ、その整理を試みた。また、「お～する」の語形を満たす語をA～C群に分類し、そこから共通の性質・条件等を抽出している。以下に述べるA～C群はそれに従う。

*3 本稿では菊地(1994)に従い、謙譲語を謙譲語A（「お／ご～する」「伺う」「申し上げる」など）、謙譲語B（「いたす」「まいる」「申す」など）、謙譲語AB（「お／ご～いたす」）の3タイプに考え、敬語上の主語（は、に、が、には、などで表現される）を主語として、主語でないある種の文成分、目的語などを補語（を、に、から、と、ために、等をとる）として扱う。両者はともに人間である。また、人称についても、適宜、菊地の「敬語的人称」(I～III人称)を使用する。

A群：補語を格表示する（補語への授益性を持つ動詞と、持たないニュートラルな動詞）。

（例）授益性あり…貸す、手伝う、招待する 授益性なし…会う、借りる、約束する

B群：補語を格表示しないが、補語の望む事物の扱いを代行するなど、補語の労力や負担を軽減する行為の表現として、「お～する」形を取る。

（例）開ける、祈る、入れる、書く、着る、探す

C群：補語を格表示するが、非意図的かつ軽微な加害性を持つ。対話場面での使用が中心であり、謝罪の言葉と併せて使用されることが多い。

（例）聞かせる、待たせる、（軽微な迷惑等を）かける

なお、「ほめる」「励ます」「慰める」などは、補語の人格（内面）領域への一方的働きかけ、あるいは規定を行う¹とも取れるため、また「憧れる」「従う」「見上げる」などは、補語への具体的な働きかけがあるとは想定しにくく「お～する」形にはならない。

そして、こうした条件Ⅰは表現形、語用論的レベルにおいても適用されるものであることを示し、それを条件Ⅱとした。

さらに、上記条件は、明治末頃まで中心的に使用されていた「お～申す」には当てはまらないことから、こうした制約を「受影性配慮」²として、江戸末期頃から「受影性配慮」が次第に強まり、「お～申す」から「お～する」への移行の主要因となっていることを指摘した。そして同時に、「お～いたす」「お～申し上げる」との棲み分け、現代語の語用論的条件の成立等に大きく影響していることを論じた³。

本稿では、そうした点をふまえつつ、授受に関わる謙譲語「差し上げる」と、その補助動詞形としての与益表現「てさしあげる」を取り上げる。授受表現（と与益表現）は、補語への具体的な働きかけを表すとともに、そのあり方を通じて補語に多様な影響を与えるものと思われ、受影性配慮との何らかの関係の存在が期待・示唆されるからである。

本稿の構成であるが、まず2節で先行研究を概観し、論点を明確化する。3節では現代の「差し上げる（てさしあげる）」の使用に関わる語用論的条件を整理するとともに、明治・大正期の使用例との比較を行い、その相違について論じる。そして「受影性配慮」（〈被影響〉の内実配慮）の点からその理由について述べる。最後の4節では、まとめと今後の課題・見通しについて簡単に示す。

*1 例えば、「おほめる」だと、補語を「ほめられる」に値する存在であると、いわば人格規定することとなり、補語の人格領域への侵害が生じる、と捉えることも可能だろう。あるいは、「ほめる」という語自体が一般に下位者から上位者に対しては使用できず、その使用は、精神的にせよ主語の側が補語の上位に立つことを含意することになってしまう、と捉えることなども可能と思われる。

*2 あるいは補語の「〈被影響〉の内実配慮」などとしている。

*3 伊藤(2013b,2015)等で、個々の形式について詳細に論じた。

2. 先行研究とその再検討

「差し上げる」は、室町時代頃から（当初は「さしあぐ」）目上に物を差し出す意で用いられ、後に先方にとって恩恵となるような行為をすることの謙譲表現「てさしあげる」が派生したとされる。一般に、両者とも話し手かその身内側を主語とし、二人称者か、目上である三人称者を補語とする点については、成立当初から現代まで同様である。

菊地(1994)では、謙譲語形として「さしあげる」を立項しつつ、本動詞・補助動詞の形を挙げて以下のように整理している。

- (1) 「さしあげる」は、「Xは（が）Yに…をさしあげる」「Xは（が）Yに（を・…）…てさしあげる」の、Y=物や恩恵の〈受け手〉=補語（II・III人称者）を高め、X=〈与え手〉=主語（典型的にはI人称者）を相対的に低める表現で、「やる」「あげる」意の謙譲語Aにあたる。

加えて、補助動詞の場合は物の授受ではなく、先方の恩恵となる行為をする場合であり、Yのあとに付く助詞は「に」とは限らない、ともしている。さらに、

- (2) とくに補助動詞の場合は、恩着せがましく響く場合もあるので注意を要する。そもそも〈自分が相手に恩恵を与える〉という述べ方をすること自体が目上に対しては失礼になりがちで…（以下略）

と述べて、実際の適切な使用例、不適切な使用例を提示している^{*}。こうした菊地(1994)の言を借りれば、特に補助動詞「てさしあげる」を用いて直接に目上の相手に対する行為を表現することは、とりわけ失礼なものになるものとも思われる。

- (3) a. （同僚に向かって）先日上司をパーティーにお呼びしてさしあげたんだ。
b. #（相手の上司に向かって）先日パーティーにお呼びしてさしあげましたが…。
c. #（相手の上司に向かって）鞄を持ってさしあげましょう。

(3) a は、聞き手が補語にならないために特に不自然さは感じられないが、(3) b・c のように聞き手が補語になる場合については、遂行済みの行為について述べた(3) b、

*1 同様に、辻村編(1991)では「二人称者に対して、「ーてさしあげる」と言うとかえって恩着せがましい感じがし」としている。

行為を申し出る表現(3) c ともに不自然さが残る。両者をそれぞれ適切なものに言い換えると、それぞれ以下の(4) a・b のようになるものと思われる。

- (4) a. (相手の上司に向かって) 先日パーティーにおいでくださり／いただき…。
b. (相手の上司に向かって) 鞄をお持ちいたします。

(4) a. b とも〈自分が相手に恩恵を与える〉ことを回避した表現である。(4) a は「相手から自分に恩恵が与えられる」捉え方をした表現であり、(4) b は謙譲語 A B 「お～いたす」を用いた表現である。ただし(4) b の場合、意志形「(よ)う」を用いて行為主体の意志を明示し、「鞄をお持ちいたしましょう」とすると若干不自然さが生じてしまう(この点については後述する)。

このように、「てさしあげる」の場合、〈自分が相手に恩恵を与える〉という述べ方を回避するために、適宜表現の変更が行われると言えるだろう。

こうした点に関連して、森(2012,2016)では、「話し手が聞き手に利益をもたらす行為を行うことを表明する表現」を「申し出表現」とし、“与益表現による上位者への申し出表現”として「てさしあげる」を取り上げて論じている。

そこでは、上位者に対する申し出表現の場合、「てさしあげる」が使用されなくなつたことについて、「明治期以降、基本的には上位者への申し出には与益表現を用いない。」(森 2016) とし、その理由を以下のように述べる。

- (5) 近代までに受益表現「くれる」「くださる」が発達し、“話し手に利益のある事態は受益表現で示さなければならない”という語用論的制約が成立した。その意識から逆に“恩恵を与える”ことの表明が話し手を高めてしまう表現と再解釈され、聞き手に利益のあることの表明が抑制されるようになった⁴¹。(森 2016, p.161)

そしてそこから、上位者への申し出の場合には「てさしあげる」の代わりに、利益を表さない謙譲語一般形（「お～する」）が好まれるようになったと述べる。

森(2016)の場合、「てあげる」「てさしあげる」の申し出表現を中心に述べたものだが、

*41 例として、[コンビニに行くという友人に] 僕の分のお弁当も {買ってきてくれない? / #買ってこない? / #買ってこい}。などを挙げて受益表現の使用が義務的になったと述べ、授受表現を用いる上での丁寧さの原則として、「a. 自己に対する利益を最大限にせよ、b. 他者に対する利益を最小限にせよ」を挙げる。そして日高(2007)を援用し、「現代語の恩恵の授受においては恩恵の与え手が上位で、受け手が下位となるという立場上の上下関係がある」として、「恩恵を与えること」の表明は、話し手自身を上位に、聞き手を下位におくことになるため、上位者に対する「てさしあげる」は使用できなくなったとする。ただ、この例からもわかるように、現代日本語の場合、受益表現使用をめぐる制約は、相手が上位者とは限らない場合にも半ば義務的であるなど、強固なものであると言えるだろう。

これによれば、受益表現の発達の結果として聞き手に利益のあることの表現が抑制されるようになったということになるだろう。

だが、「話し手に利益のある事態は受益表現で示さなければならない」という語用論的制約が強固なものであるのに対し、「てさしあげる」は、あくまで上位者に対する使用的の際に不自然に感じられるものであり、制約としての強さ・働き方は同様でないようと思われる。

また、「てあげる」「てさしあげる」などは、いわば文法形式による恩恵（与益）表現であるのに対し、語彙的与益とも言える「誉める」などを見ると、大正期頃までにかけては「お誉め申す」が使用されていたものの、「お誉めする」という表現は存在しない。森(2012,2016)では両者とも謙譲語一般形とされているものであるが、形式による違いもあるのである。「お～申す」の例を示す。

- (6) a. いへもう私の旦那をお誉め申すもいかゞでございますが、惣別お氣立のよいおかだでネ。
(浮世風呂)
- b. (お定が奥さんのこと) 御器量自慢でいらっしゃるのでから。その時も私の方から、御褒め申せば、もう何よりの御機嫌で…。

(島崎藤村・旧主人・明治 35 年)

上記はいずれも「お～する」にはならないのである。

さらに、上位者である聞き手への語彙的与益の場合、例えば「(先生に向かって) お貸しします。」などは実際には使用されず、「どうぞお使いください」などの、「話し手利益」の表現が用いられるはずである。このように、上位者である聞き手への受益（聞き手にとっての受益）をめぐっては、謙譲語一般形への移行といった観点だけでは十分に説明できず、まだ議論の余地があるものとも思われる。

管見ではあるが、以上が主な「差し上げる（てさしあげる）」に関する先行研究と、そこから見えてくるものである。

3. 現代と明治・大正期の「差し上げる（てさしあげる）」

前節での概観をふまえ、まず、現代の「差し上げる（てさしあげる）」成立の語用論的条件について、作例を用いて詳細に確認・検討する。

- (7) a. (持ち物を褒められた部下が上司) 「よろしかったら差し上げます。」
b. # (提出書類を忘れた部下が上司) 「すぐに差し上げます。」
c. # (自分の用事で電話し相手が不在の場合) 「もう一度お電話を差し上げます。」

- d. # (部下が上司に) 「お茶を差し上げます。」
- e. (部下がパソコンが起動せず困っている上司に) 「私が直してさしあげます。」
- f. # (学生が訪れた先生に) 「コーヒーを入れてさしあげましょう。」
- g. # (学生が受章した先生に) 「是非お祝いしてさしあげたいと思います。」

いずれも上位者を補語とした申し出の例だが、現代の「差し上げる」の場合、(7) b のように義務に対して「差し上げる」を用いると不自然であり、(7) c のように補語の容認が想定されない一方的行為の場合（補語が望んでいると判断できない場合）も同様に感じられる¹。また、(7) d のように主語に行行為の権限があり補語の容認が含意される場合であっても、上位者への行為の申し出には不自然さが残る²。さらに(7) f. g の与益表現「てさしあげる」の場合には、その使用自体が不自然に感じられる。他方で「てさしあげる」でも、(7) e のように主語に行行為の権限があり、かつその行為を補語が望んでいる（求めている）と明確に判断される場合には、許容度が高まるものと思われる³。

ちなみに(7) c および f ~ g を申し出ではなく遂行済みの表現にしても、やはり語用論的に不自然である⁴。

- (8) c' # (自分の用事で電話し相手が不在の場合) 「先程お電話を差し上げましたが」
- f' # (学生が訪れた先生に) 「コーヒーを入れてさしあげました。」
- g' # (学生が受章した先生に) 「先日お祝いしてさしあげましたが…。」

このように見えてくると、上位者である聞き手を補語とする「差し上げる（てさしあげる）」は、主語が権限を持ち、かつ当該行為に関する補語の受容が明確に想定される場合にのみ、使用されることが確認される。ただ、その一方で、こうした条件を満たす場合であっても、(7) d のように上位者に対して「お茶を差し上げます」（あるいは「お茶を入れてさしあげます」）とは言いにくい。

*1(7) b の場合、「すぐに持つて参ります」が最適であり、「すぐにお持ちします」がそれに準ずると思われる。(7) c の場合には「もう一度お電話をさしあげてもよろしいでしょうか」（許可要求の付加）か、「もう一度お電話いたします」（あるいは「お電話させていただきます」）となるものと思われる。

*2 上司の「お茶をくれ」に対して「すぐに差し上げます」だと許容度が増すなど、相手の明確な要求に対する「差し上げる」の使用は自然になる。ただし、「すぐに差し上げましょう」という、意志形式「(よ)う」の付加により、不自然になる。

*3(7) f の場合、「コーヒーを差し上げましょう」だと、若干自然度が上がるようと思われるが、不自然さは残る。また、上位者補語の「コーヒーをくれ」に対して「すぐに入れて差し上げます」も、やはり不自然になる。後述するが、「コーヒーをお入れします」が最も自然であろう。

*4(8) c' の場合、不自然さを感じる程度は話者によって異なるものと思われるが、「先程お電話いたしましたが（あるいは、お電話させていただきましたが）…」が一般的であろう。

そうすると、「差し上げる（てさしあげる）」の使用に関する語用論的条件は、与益や恩恵のあり方や、行為の権限といった観点からだけでは決定しがたいことがわかる。以下、これをふまえてもう少し詳細に検討する。

上位者に行為を申し出る表現、および遂行済みの行為について述べる表現について、自然度順に示す（いずれも部下が、聞き手である上司にお茶を入れる場合）。

図表1 上位者に対する恩恵的表現の自然度

表現形および表現の構成要素		自然度
行為の申し出	a. (上司に) 「お茶をお入れします。」	→ (「お～する」形)
	b. (上司に) 「お茶をお入れしましょう。」	→ (「お～する」形+意志形)
	c. (上司に) 「お茶を <u>差し上げます。</u> 」	→ (「差し上げる」形)
	d. (上司に) 「お茶を <u>差し上げましょう。</u> 」	→ (「差し上げる」+意志形)
	e. (上司に) 「お茶を入れてさしあげます。」	→ (「てさしあげる」形)
	f. (上司に) 「お茶を入れて <u>さしあげましょう。</u> 」	→ (「てさしあげる」+意志形)
遂行済み	g. (上司に) 「お茶が <u>入りました。</u> 」	→ (無生物主語の形)
	h. (上司に) 「お茶を <u>お入れしました。</u> 」	→ (「お～する」形)
	i. (上司に) 「お茶を <u>差し上げました。</u> 」	→ (「差し上げる」形)
	j. (上司に) 「お茶を入れて <u>さしあげました。</u> 」	→ (「てさしあげる」形)

おおよそ図表のようになると思われる^{*1}。

まず、行為の申し出の場合、「お～する」形が最も自然であり、授受動詞「差し上げる」がそれに続き、与益表現「てさしあげる」が最も不自然となる。ただし、前述のように意志「(よ)う」の付加は、不自然さを増すものとなる。また、遂行済みの行為の場合、主語を行為者から「お茶」（無生物主語）にした場合に最も自然であり、「お～する」がそれに続く形となる。そして、iとjはともに不自然な表現として実際には使用されない。

これらから、上位者である聞き手を補語として述べる際、授受表現や与益表現の使用が不適切になることに加え、主語の意志性の明示なども不自然さを増す要素となることも確認できるなど、「差し上げる（てさしあげる）」使用に関する語用論的制約・条件は、謙譲語一般形への形式交替のみによって解決されたとは言えないことがわかるだろう。

*1 簡単なアンケートを行い自然度を確認している。また、例えば「お茶をお入れしまょうか」として、裁量・判断を相手に委ねた形にすると、意志形が中和されてaとbの間にに入るものとも思われる。

さらに、すでに確認したように謙譲語一般形でも、語彙的与益と言える「誉める」「喜ばせる」では「お～申す」を用いた「お誉め申す」「お喜ばせ申す」が可能であったのに対して、後の「お～する」では成立せず、また、現代では上位者の聞き手に「お貸しする」などが使えないことも考慮すると、上位者の聞き手に対し、与益的行為をそのままの形で表現すること自体、不適切になったということが指摘できよう。そして、行為者の意志性の明示である「(よ)う」の使用も不自然さを生む要因となることとあわせると、前者は上位者である補語に対し、受益者という存在規定を行うという意味で、後者は、与益者の意志という、行為の権限者の明示という意味で、上位者補語の内面（権限）領域に対する一方的規定あるいは侵入の表現となるのではないか。

そう考えると、以下のような考察が可能になるだろう。

(9) 上位者である聞き手に対する授受あるいは与益表現は、上位者補語の内面（あるいは権限）領域に対する一方的な存在規定、あるいは望ましくない侵入の表現となるため、そのままでは使用できない。そのため「お～する」などが使用されるものの、「(よ)う」なども、与益者の意志表示という形による行為の権限者の明示となるため、それに準じるものとして、補語にとって望ましくない表現となる。このように、上位者に対する与益的行為を表現する場合、様々な形の配慮を行った上で、最適な表現が選択される。

上位者である聞き手への与益表現の使用的回避に加え、「お～する」使用に伴う与益主体の意志の明示（「(よ)う」の使用）なども、上位者補語に対する内面（権限）領域侵入に準じた表現になると思われ、使用が避けられる^{*1}のである。また、それゆえに、遂行済みの行為に関する「お茶が入りました」などが、行為主体を主語としないことから、謙譲語を使用せずとも補語に対する最も敬意の高い表現になっているとも言えるだろう。

さて、このようにみてくると、授受あるいは与益表現をめぐる使用制限規則は、1節で確認した「お～する」のそれと類似したものであると言えまいか。すなわち、補語に対する「受影性配慮」（あるいは〈被影響〉の内実配慮）が作用しているという考え方である。そして、そうみると、「差し上げる（てさしあげる）」の使用についても、「受影性配慮」の成立期である江戸末期から明治末頃とそれ以降では、その語用論的条件に違いが生じている可能性が高いことも想定されよう。

以下、江戸末期から昭和初期頃までの「差し上げる（てさしあげる）」の例を年代順

*1 補語が聞き手ではない場合、例えば会社の同僚に対して「先日、社長にコーヒーを入れて差し上げたら…」などは勿論可能である。

に見てみる。

- (10) a. (泥棒に路用を盗られ、印伝の巾着を買ってほしいと懇願する北八に侍が) 「…お身たちの難儀とあれば、求てつかはそふ。あたひななんぼじや」(北八が侍に)「ハイ三百ぐらゐにさしあげませふ(侍が北八に)「それは高直じや」(北八が侍に)「すこしはおまけ申ませう」(東海道中膝栗毛)
- b. (亭主が北八に)「…わたくしかたは今まで、外商賣うりをいたしておりましたが、こんどはたごやになりまして、すなはち今日がみせ開でござります。あなた方ははじめてのおきやくゆへ、それで祝つて、ひとつさし上さしうますのでござりますから、別に御酒代を、いたゞくのではござりませぬ。おこゝろおきなく、めしゃがつて下さりませ」(東海道中膝栗毛)
- c. 「馬鹿な！間如きに」「急に強くなつたから可笑い。さあ。用意は好いよ」「此方も可い」二人は膝を正して屹とに向へり。妻「お茶を一つ差上げませう」(蒲「どうしても敵討の門出だ。互に交す茶盃か」(紅葉・金色夜叉・明治 30 年)
- d. (煩悶の色を浮かべる娘の芳子に父の時雄が) 時雄は激した。そんな手紙を書いたって駄目だと宣告しようと思って、足音高く二階に上った。「先生、後生ですから」と祈るような声が聞えた。机の上に打伏したままである。「先生、後生ですから、もう、少し待って下さい。手紙に書いて、さし上げますから」(花袋・蒲団・明治 40 年)
- e. (白鷺などに池の魚を捕られることについて料理番が境賛吉に)「馬鹿な人間は困っちゃいます——魚が可哀相でございますので……そうかと言つて、夜一夜、立番をしてもおられません。旦那、お寒うございます。おしめなさいまし。……そちこち御註文の時刻でございますから、何か、不手際なものでも見繕つて差し上げます。」(鏡花・眉かくしの靈・大正 13 年)
- f. (宿泊した境賛吉への女中と料理人の言葉)「旦那様、帳場でも、あの、そう申しておりますの。^{つぐみ}鶏は焼いてめしあがるのが一番おいしいんでございますって。」「お膳にもつけて差し上げましたが、これを頭から、その脳味噌をするりとな、ひと囁りにめしあがりますのが、おいしいんでございまして、ええとんだ田舎流儀ではございますがな。」(眉かくしの靈・同年)
- g. (銀行員が私に)「現金でお持ちになりますか。それとも御便利なように、何かほかの形にして差し上げるようにならうか。」と、そこの銀行員が尋ねるので、私は例の小切手を現金に換えてもらうことにした。(藤村・分配・昭和 2 年)

いずれも、上位者を補語とする例だが、現代からすれば、それぞれの「差し上げる(て

さしあげる)」に若干の不自然さが残っているように思われる。(10) c・d の「差し上げる」、e・g の「てさしあげる」はいずれも主語が行為を申し出る表現だが、補語が上位者の場合でも使用されている。また、(10) f は行為の申し出ではなく遂行済みの行為を述べたものであるが、現代からすれば、やはり不自然さが残るものと思われる。

こうした例から、「差し上げる(てさしあげる)」は、昭和初期頃までにおいて、上位者補語に対する申し出、あるいは遂行済みの行為に対して広く用いられていたことが確認できるだろう。

ただし、大正期に以下のような例も見つかる。

(11) a. (お嬢さんとの結婚を申し出た「私」への「奥さん」の対応) 男のように判然としたところのある奥さんは、普通の女と違ってこんな場合には大変心持よく話の出来る人でした。『宜ござんす、差し上げましょう』と云いました。『差し上げるなんて威張った口の利ける境遇ではありません。どうぞ貰って下さい。御存じの通り父親のない憐れな子です』と後では向うから頼みました。
はつきり

(漱石・こころ・大正3年)

この場合の「奥さん」は、「差し上げる」と「(よ)う」の使用について、主語の側に行為の権限があることに加えて一種の恩恵的な響きがあることを認めているのではあるまいか。あるいはまた「奥さん」は、自身を上位者として位置づけるような言い方と感じて言い直したのであろう。

なお、こうした「上位者補語への申し出表現」として「差し上げる(てさしあげる)」を用いた例は、昭和期以降はほぼ見つかなかった¹。昭和期以降では、ほとんどが補語が上位者以外(対等か、あるいは見知らぬ人など)の場合に用いられるのであり、しかもその変化の時期は、「お～申す」から「お～する」へと形式が移行した時期ともほぼ符合する。

そして昭和10年代になると、以下の例などが見つかる。少し長いが引用する。

(12) (私の所に薔薇を売りに来た偽百姓の女が) もったいないから、ここのお庭に、ちょっと植えさせて下さいましい。植えてから、六年になりますのよ。ほら、こんなに根株が太くなつて、毎年、いい花が咲きますよ。なあに、そこの畑で毎日

*1 (10) g の藤村の例に加えて、大正末年に以下の例があった。

(教職の女から、ある先生の元への手紙) …何れにしても御迷惑な話でございますが一度御目にでもかゝれたらと存じまして、命がけ位の恥かしさをしのんでこの手紙を差し上げます。(婦人俱楽部・大正末年)

はたらいてる百姓でございますもの、ちょいちょい来ては手入れして差し上げます。旦那さま、あたしらの畑にはダリヤでも、チュウリップでも、草花たくさんございます、こんどまた、お好きなものを持って来て植えてあげますよ。あたしらも、きらいなお家にはお願ひしないだ。お家がいいから、好きだから、こうしてお願ひ申すのよ。薔薇をこれだけ、ちょっと植えさせて下さいましい、とやや声を低めて一生懸命である。 (太宰治・善蔵を思う・昭和 15 年)

(太宰治・善蔵を思う・昭和 15 年)

「私」に半ば強引に薔薇の苗を売りつけようとする「偽百姓の女」の語り口に「私は強い不快感を募らせていく場面である。「女」は「私」の庭に薔薇を植える代わりに、庭の手入れという一種の与益行為を申し出るのであるが、それが下線部の「て差し上げる」「てあげる」で表現されている。他方で「私」は、「卑屈な猫撫で声」を出し「おろかな媚さへ感ぜられ」る、この「女」の姿勢を「ほとんど暴力的」とさえ感じているのである。そのようにみると、「て差し上げる」「てあげる」は「私」の内面領域に一方的に侵入してくる厚かましさの表現として効果的に用いられているもの言えまいが。 「女」の低姿勢とその言葉に、「私」はむしろ「極めて悪質の押し売り」と感じるのである。ここでは、上位者補語に対する申し出の「てさしあげる」に付随する恩着せがましい響きが効果的に用いられていると言えよう。

4. まとめと今後の課題

本稿では、上位者である聞き手を補語とした場合の「差し上げる（てさしあげる）」について調査し、その使用条件の変容について論じた。これまでの議論をまとめると以下のようになる。

- (13) 補語に物を差し出す、または補語に利益を与える意味の謙譲表現「差し上げる(てさしあげる)」は、上位者の聞き手を補語として用いる場合、与益の明示は上位者の内面(あるいは権限)領域への望ましくない侵入の表現となるため、使用できない。また、「(よ)う」の使用なども与益主体の意志表示という形での、行為の権限者の明示となるため、補語にとって望ましくない表現となる。こうした制約は、明治30年頃から大正末頃にかけて成立した。そのため、「お~する」などが広く用いられるとともに、様々な形での表現的配慮を行った上で、最適な表現が選択されるようになった。そして、「お茶が入りました。」などの、いわ

*1 勿論、「差し上げる（てさしあげる）」のみに厚かましい響きが集約されているとは言えないが、前後の文脈から「私」が不快感を募らせていく中心的な表現として機能しているとはいえるだろう。

ば主語の行為を全面に出さない無生物主語の表現なども広く用いられるようになつた^{*1}。

このように、「差し上げる（てさしあげる）」においても、明治30年頃から大正末頃にかけて、補語の影響の受け方（あるいは〈被影響〉の内実）に配慮した使用がなされるようになっていったことが確認できよう。それは、上位者の聞き手を補語とする場合の「差し上げる（てさしあげる）」の使用に関する語用論的制約としても機能するようになつたのである。そしてその成立時期は「お～申す」から「お～する」への形式交替の時期とも重なっている。

今後は、例え伊藤（2015）で扱った「させていただく」などあわせつつ、近代以降における、補語の権限領域と受影性への配慮がどのような形で、語形あるいは語用論的条件等を変化、発達させていくことになったのか、詳細に検討することが求められよう。

語形とデータの範囲を広げつつ、さらに検討していきたい。

【調査・用例出典】

○江戸語資料（ただし、用例での読み字等は仮名・漢字に変えてある）

お染久松色読販・小袖蘇我薔薇縫『歌舞伎脚本集下』（平安期に材をとった『名歌徳三舛玉垣』は除いた）、『黄表紙洒落本集』全作品、鹿の子餅・聞上手・鯛の味噌津・無事志有意『江戸笑話集』、春色梅児誉美・春色辰巳園『春色梅児誉美』、『東海道中膝栗毛』『浮世風呂』いずれも日本古典文学大系（岩波書店）、『嘶本大系』（東京堂出版）第9巻～16巻

○明治・大正期資料

英國孝子之傳・眞景累ヶ淵・名人長二『三遊亭円朝集』明治文学全集10（筑摩書房）、『圓朝全集卷の三』近代文芸資料複刻叢書（世界文庫）、『二人女房』（岩波文庫）、『当世書生気質』（東京大学総合図書館蔵）、『CD-ROM版明治の文豪』『CD-ROM版大正の文豪』全作品（ただし、文体の特殊性から前時代的な表現の多い、芥川の『白』以外の作品、菊池寛『藤十郎の恋』、鷗外の歴史、翻訳物等はその多くを除いた。）

【参考資料】

『CD-ROM版新潮文庫の100冊』（新潮社）『太宰治全集4』（1998・筑摩書房）『太陽コーパス』『近代女性雑誌コーパス』

【参考文献】

伊藤 博美（2013a）「働きかけの諸相からみた「お／ご～する」の条件」『国語と国文学』90-1
東京大学国語国文学会

*1 藤村の『家』（明治43年）に、「父さん、御茶が入りました」などがある。

- 伊藤 博美 (2013b) 「「お／ご～申す」と「お／ご～する」－働きかけのあり方とその消長－」
『近代語研究』17集 武蔵野書院
- 伊藤 博美 (2015) 「近代以降の謙譲表現における受動性配慮について－「お／ご～申す」「お／ご～する」「させていただく」－」『近代語研究』18集 武蔵野書院
- 蒲谷 宏 (1992) 「「お・ご～する」に関する一考察」『辻村敏樹教授古稀記念日本語史の諸問題』
明治書院
- 菊地 康人 (1979) 「「謙譲語」について」『言語』8-6 大修館書店
- 菊地 康人 (1994) 『敬語』角川書店
- 小松 寿雄 (1967) 「「お…する」の成立」『国語と国文学』44-4 東京大学国語国文学会
- 小松 寿雄 (1968) 「「お…する」「お…いたす」「お…申しあげる」の用法」『近代語研究』2
武蔵野書院
- 鈴木 瞳 (1989) 「聞き手の私的領域と丁寧表現－日本語の丁寧さは如何にして成り立つか－」
『日本語学』18-2 明治書院
- 辻村 敏樹編(1991) 『敬語の用法 角川小辞典6』角川書店
- 日高 水穂 (2007) 『授与動詞の対照方言学的研究』ひつじ書房
- 森山由紀子 (2003) 「謙譲語から見た敬語史、丁寧語から見た敬語史－「尊者定位」から「自己定位」
へ－」『朝倉日本語講座8 敬語』朝倉書店
- 森 勇太 (2012) 「才型謙譲語の用法の歴史－受益者を高める用法をめぐって－」『語文』98
大阪大学国語国文学会
- 森 勇太 (2016) 『発話行為から見た日本語授受表現の歴史的研究』ひつじ書房
- 山崎 久之 (1963) 『国語待遇表現体系の研究近世篇』武蔵野書院

(いとう ひろみ 大学院人文社会系研究科 博士課程1年)